

答申第 1 5 1 号

(諮問第 1 7 3 号)

答 申

第 1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が令和 7 年 2 月 2 5 日付けで行った公文書一部公開決定処分は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 7 年 2 月 1 0 日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

認定番号（知事 R06-1）に係る、第 2 回変更認定請求書及び認定した森林経営計画の立石区域に関するもの一式。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、次の公文書を特定し、条例第 7 条第 1 号、第 2 号に掲げる情報が記録されているとして、一部公開決定処分（以下「本件一部公開決定処分」という。）を行い、令和 7 年 2 月 2 5 日付けで審査請求人に通知した。

森林経営計画に係る大分県知事認定（R06-1）の第 2 回変更認定請求書及び認定データ一式（立石区域）

3 審査請求

審査請求人は、本件一部公開決定処分について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 7 年 3 月 1 日付けで、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

契約当事者の氏名住所を除き、一部不開示となった個所（地番、樹種、面積等）について一部不開示が適切かご確認いただきたい。地番、樹種、面積については開示されている個所もあり不開示とした部分に一貫性がないと思料。

2 審査請求の理由

趣旨に記載の通り

第4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書の意義、性格について

本件対象公文書は、森林法に定められた森林計画制度のうち、大分県知事が大分県知事認定(R06-1)として認定している森林経営計画の第2回変更認定にかかる申請事務書類である。

2 本件対象公文書の非公開情報該当性判断について

(1) 条例第7条第1号該当性について

条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと規定している。

本件対象公文書には、特定の個人に係る氏名や住所が記録されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができる「個人に関する情報」である。

次に、今回非公開としている森林の所在、樹種、立木材積、面積については、直接的に個人を識別できる情報ではないが、これらの情報から、その森林のもつ財産価値を推測できる情報である。そのため、財産状況という「個人に関する情報」に該当すると判断する。

これらの情報は「個人に関する情報」であり、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報、又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第7条第1号の非公開情報に該当すると判断した。

(2) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号イは、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと規定している。

本件対象公文書には、樹種、立木材積、面積といった、その森林のもつ財産価値を推測できる非公開情報と、その箇所を実施する作業内容が記載されている。この非公開情報を公開することは、計画策定者の経営活動や施業計画といった、事業者しか知りえない経営管理上の情報を公開することになる。

さらに、上記(1)のとおり、本件対象公文書には、個人に関する情報が含まれており、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることから、これらが公開されると、当該情報を含む森林経営計画に基づき事業を行う当該事業者

と当該個人との契約に係る信用等に支障をきたすこととなる。

以上のことから、「当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と認められ、条例第7条第2号の非公開情報に該当すると判断した。

(3) 審査請求の理由に対する反論について

審査請求人は、地番、樹種、面積について開示されている箇所もあり不開示とした部分に一貫性がないため、一部不開示となった箇所（地番、樹種、面積等）について、一部不開示が適切か確認を求める旨主張している。

この主張については、本件対象公文書のうち当該森林経営計画書（変更）の「1 森林の経営に関する長期の方針」に記載されている面積や樹種名を一部公開していることに対して主張していると思われるが、これらは当該森林経営計画の概要を示す面積や樹種名であるため、条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報」に繋がるものではなく、条例第7条第2号に規定する「法人の権利などを害する情報」にも該当しないと認められるものを公開している。

また、地番については、当該森林経営計画書（変更）の「別表1 森林の現況及び伐採計画等」において、大字及び字を公開している一方で、森林経営委託契約書の「別紙1 経営対象森林」（原文ママ）の所在場所に記載している字・地番を一部非公開にしていることに対して主張していると思われるが、当該欄には大字と地番のみ記載されており、字は記載されていないため、審査請求人が主張している不開示とした部分に一貫性がないとの主張には当たらない。

第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対して、審査請求人から反論はなかった。

第6 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、森林法に定められた森林経営計画制度において、大分県知事が大分県知事認定（R06-1）として認定している森林経営計画の第2回変更認定にかかる申請事務書類及び当該森林経営計画の杵築市立石区域に関する認定データの文書である。

2 本件対象公文書の非公開情報該当性について

(1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報として定めている。

(2) 条例第7条第1号該当性について

実施機関は、特定の個人に係る氏名や住所が記録されており、これらの情報は個人に関する情報であると主張している。

また、森林の所在、樹種、立木材積、面積については、直接的に個人を識別できる情報ではないが、これらの情報から、その森林のもつ財産価値を推測できる情報であるため、財産状況という個人に関する情報に該当すると主張している。

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件対象公文書には、森林所有者の氏名、住所が記載されており、これらは個人に関する情報である。

また、本件対象公文書には当該計画対象森林の地番が記載されており、公開すると不動産登記簿を閲覧することにより当該森林の所有者の特定につながり、非公開としている情報と合わせると個人の所有する森林の財産的価値が推知されることから、これらは個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報といえる。よって、条例第7条第1号の非公開情報に該当する。

(3) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、同号イ又はロに掲げるものについては、同号ただし書に該当する場合を除き非公開情報となることを定め、同号イにおいて、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を掲げている。なお、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれの判断に際しては、単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が客観的に認められることが必要である。

(4) 条例第7条第2号イ該当性について

実施機関は、本件対象公文書には、樹種、立木材積、面積といった、その森林のもつ財産価値を推測できる情報と、その箇所で実施する作業内容が記載されており、この情報を公開することは、計画策定者の経営活動や施業計画といった、事業者しか知りえない経営管理上の情報を公開することになると主張している。

また、本件対象公文書には、上記で述べた個人に関する情報が含まれており、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることから、これらを公開すると、当該情報を含む森林経営計画に基づき事業を行う事業者と個人との契約に係る信用等に支障をきたすこととなると主張している。

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件対象公文書には、森林経営計画変更認定請求の請求者の住所及び請求者名、当該計画対象森林の地番、面積、森林経営委託契約の受託者の氏名や住所、他の森林経営計画の対象森林との重複状況、樹種ごとの面積や割合、立木材積、伐採立木材積、造林樹種が記載されていることが認められた。

民有林の森林経営計画は、森林法等の法令において第三者による閲覧の規定はない。これは、森林経営計画の策定には計画策定者がそのノウハウ等に基づき様々な労力やコストを要していることや、計画請求者名、対象森林所有者名、森

林の位置、樹種、立木材積、伐採計画など、私有財産である森林の財産的価値や計画権者である事業者の経営戦略が推知できる情報が公開されることによって、個人の財産に関する情報が公開され、また、当該事業者の競争上の地位に不利益を及ぼすおそれがあることから、閲覧されていないものと考えられる。

本件非公開部分を公開すると、当該森林経営計画を策定した事業者名が判明し、事業者の経営管理上の情報を公開することとなり、同業他社との競争上の地位において不利な立場となるおそれが生じる。

また、森林経営委託契約は森林所有者と森林経営計画に基づき当該森林の経営を受託された事業者との間で締結されるものであって、当該事業者にとって経営管理上の情報であり、森林経営委託契約の情報は契約当事者間が共有する情報であるが、非公開としている箇所を公開すると、契約当事者以外の第三者に契約内容を公開することとなり、契約当事者の信頼関係が失われ、受託者である事業者の事業に支障を及ぼすおそれがある。よって、条例第7条第2号イの非公開情報に該当する。

(5) その他の主張について

実施機関は、地番、樹種、面積について開示箇所と不開示部分に一貫性がないとする審査請求人の主張について、面積と樹種については、本件対象公文書の森林経営計画書（変更）の「1 森林の経営に関する長期の方針」に記載されている面積や樹種名を一部公開しており、これらは当該森林経営計画の概要を示す面積や樹種名であるため、条例第7条第1号の個人に関する情報や同条第2号の法人の権利などを害する情報に該当しないと主張している。また、地番については、本件対象公文書の森林経営計画書（変更）の「別表1 森林の現況及び伐採計画等」において、大字及び字を公開している一方で、各森林経営委託契約書の「別紙1 契約対象森林」の所在場所に記載している字・地番を一部公開にしているが、当該欄には大字と地番のみ記載されており、字は記載されていないと主張している。

実施機関は、個人に関する情報や法人の権利などを害する情報に該当しない部分については公開としていることから、上記の主張について以下検討する。

当審査会において本件対象公文書を見分したところ、樹種については、森林経営計画書（属人計画）（変更）の1(1)アにおいて、「スギ」「ヒノキ」「その他広葉樹」を公開しているが、「別表1 森林の現況及び伐採計画等」においては、樹種を非公開としている。面積については、「別表1 森林の現況及び伐採計画等」において地番ごとの各森林の面積を公開しているが、各森林経営委託契約書の「別紙1 契約対象森林」では地番ごとの各森林の面積を非公開としている。

樹種については、森林経営計画書（属人計画）（変更）の1(1)アの記載は当該計画全体に関するものであり、地番ごとの森林の樹種を記載したものではないため、個人を識別しうる情報や個人の財産に関する情報とまではいえず、当該計画において特定の樹種があることのみを公開しても、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえない。

面積については、実施機関に確認したところ、森林経営委託契約書に記載され

た面積は不動産登記簿を基にしており、「別表１ 森林の現況及び伐採計画等」記載の面積は実測等によるものが記載されており、両者は必ずしも一致しているとはいえず、「別表１ 森林の現況及び伐採計画等」の面積を公開しても所有者を識別しうる情報とまではいえないとのことであった。そして、「別表１ 森林の現況及び伐採計画等」では地番を非公開としていることを踏まえると、同表の面積を公開しても、個人を識別しうる情報や個人の財産に関する情報とまではいえない。

また、上記で述べたとおり、各森林経営委託契約書の記載内容は契約当事者間が共有する情報であるため非公開となるが、「別表１ 森林の現況及び伐採計画等」の面積を公開しても所有者を識別しうるとまではいえず、公開しても当該事業者の競争上の地位に不利益を及ぼすおそれがあるとまではいえない。

次に、地番については、各森林経営委託契約書の「別紙１ 契約対象森林」の所在場所の欄には大字と地番のみが記載されているため、「別表１ 森林の現況及び伐採計画等」記載の字が各森林経営委託契約書の「別紙１ 契約対象森林」において公開されていないことは実施機関の主張のとおりである。

なお、「別表１ 森林の現況及び伐採計画等」の備考欄において、森林の地番が推知できる情報が公開されているが、上記で述べたとおり本件における地番は非公開情報に該当することからすると、当該情報も非公開とすべきものであり、地番自体が非公開情報であることに変わりはないといえる。

3 結論

以上のことから、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7年6月4日	諮 問
令和7年6月25日	事案審議（令和7年度第3回審査会）
令和7年8月1日	事案審議（令和7年度第4回審査会）
令和7年8月27日	事案審議（令和7年度第5回審査会）
令和7年9月24日	答申決定（令和7年度第6回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
大 塚 浩	大分県商工会議所連合会専務理事	
田 中 竜	元大分合同新聞社報道部長	
梶 原 百合子	大分県地域婦人団体連合会理事	

